

中 央 防 災 会 議
「防災基本計画専門調査会」
(第 二 回)

平成 13 年 11 月 26 日
内 閣 府

資料目次

1 . 内閣府（防災担当）の役割	1
2 . 災害対策一覧	3
3 . 災害対策の沿革	4
4 . 災害対策基本法の概要	5
5 . 主な防災施策	7
東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備	
中央防災無線の整備	
DISの整備	
火山ハザードマップの作成の推進	
国際防災協力の推進	
激甚災害制度の概要	
被災者生活再建支援法の概要及び住宅再建支援制度の検討について	

1 . 内閣府（防災担当）の役割

防災に関し、行政各部の施策の統一を図るための企画立案・総合調整を行う。

災害発生時に、非常災害対策本部又は緊急非常対策本部を内閣府に設置する。

災害等発生時の情報収集等、緊急対応を内閣官房と緊密に連携して一体的に対処する。

中央防災会議及びその専門調査会において、事務局としての役割を果たす。

中央防災会議				
会長	内閣総理大臣			諮問 答申 意見具申 ・内閣総理大臣 防災担当大臣
委員	防災担当大臣をはじめとする全閣僚 (17名以内)	指定公共機関の長 (4名) 日本銀行総裁 速水 優 日本赤十字社社長 藤森 昭一 NHK会長 海老沢 勝二 NTT社長 宮津 純一郎	学識経験者 (4名) 東京大学名誉教授 溝上 恵 富士常葉大学助教授 重川 希志依 静岡県知事 石川 嘉延 日本消防協会会長 徳田 正明	
専門調査会				
<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震に関する専門調査会 (3月14日発足) ・今後の地震対策のあり方に関する専門調査会 (9月17日発足) ・東南海、南海地震等に関する専門調査会 (10月3日発足) ・防災基本計画専門調査会 (10月11日発足) 				

【役割】

防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進
 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進
 内閣総理大臣 防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議 (防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等) 等
 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

2. 災害対策一覧

災害対策

防災基本計画
災害対策基本法



災害応急対策

非常災害対策本部の設置
自衛隊法
警察法
災害救助法
水防法
消防法

激甚災害制度

(激甚災害法)

個別災害対策

風水害

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法
河川法
治山・治水緊急措置法

地震

大規模地震対策特別措置法 地震防災対策特別措置法
地震財特法 建築物の耐震改修の促進に関する法律
大都市震災対策推進要綱 南関東地域震災応急対策活動要領
南関東地域直下の地震対策に関する大綱

火山

活動火山対策特別措置法

豪雪

豪雪地帯対策特別措置法
豪雪公共施設防雪事業法

地滑り、崖崩れ、土石流

砂防法 森林法
地すべり等防止法
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
治山・治水緊急措置法
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法

原子力災害

原子力災害対策特別措置法

- 被災者への救済援助措置
 - 被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法
 - 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金 災害弔慰金の支給等に関する法律
 - 災害関係住宅資金 住宅金融公庫法
 - 学生生徒への援助措置
 - 雇用者への援助措置 雇用保険法 産業労働者住宅資金融通法 労働者災害補償保険法
 - 地方公務員災害補償法
 - 中小企業者への援助措置 国民生活金融公庫法 中小企業金融公庫法
 - 商工組合中央金庫法 小規模企業者等設備導入資金助成法
 - 中小企業信用保険法
 - 農林漁業者への援助措置 農林漁業金融公庫法 天災融資法 自作農維持資金融通法
- 災害復旧・復興
 - 公共土木施設災害復旧 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - 農林水産業施設災害復旧 農林水産施設等災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - 文教施設等災害復旧 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - 厚生施設等災害復旧
 - 都市施設、公営住宅、空港、地方鉄道軌道
 - 災害関連事業
 - 被災市街地の復興 被災市街地復興特別措置法
 - 被災区分所有建物の再建 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
- 保険共済制度
 - 損害保険（風水害、地震（噴火を含む）） 地震保険に関する法律
 - 農林水産業関係災害補償制度 農業災害補償法 農業共同組合法 森林組合法
 - 森林国営保険法
 - 小規模事業者の火災保険
 - 労働者災害補償保険制度
- 災害関係税制
 - 損失控除、減免、徴収猶予、還付、申告等の期限の延長 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
- その他
 - 防災集団移転 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 - 密集市街地の防災街区の整備 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

3 . 災害対策の沿革（戦後）

年	契機となった災害	災害対策に係る法制度等
昭和 21 年	南海地震	
昭和 22 年		災害救助法
昭和 25 年		農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
昭和 26 年		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
昭和 34 年	伊勢湾台風	
昭和 35 年		治山治水緊急措置法
昭和 36 年		災害対策基本法（S 37 中央防災会議設置、S 38 防災基本計画決定）
昭和 37 年		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
		豪雪地帯対策特別措置法
昭和 39 年	新潟地震	
昭和 41 年		地震保険に関する法律
昭和 47 年		防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
昭和 48 年		災害弔慰金の支給に関する法律 活動火山対策特別措置法（S 48 制定、S 53 改称）
昭和 51 年	地震学会で東海地震発生可能性の研究発表	
昭和 53 年		大規模地震対策特別措置法
平成 7 年	阪神 淡路大震災	地震防災対策特別措置法
		防災基本計画改定
		災害対策基本法の一部改正（6 月、12 月）
		大規模地震対策特別措置法の一部改正
平成 9 年		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
平成 11 年	広島土砂災害	被災者生活再建支援法
	JCO 臨界事故	
平成 12 年		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
		原子力災害対策特別措置法

4 . 災害対策基本法の概要

我が国の防災施策の根幹を為す災害対策基本法において、防災に関する責務や組織、防災計画、災害予防・応急・復旧・復興の各段階における各主体の役割や権限、財政金融措置と災害緊急事態等の災害対策の基本となる事項を定めている。

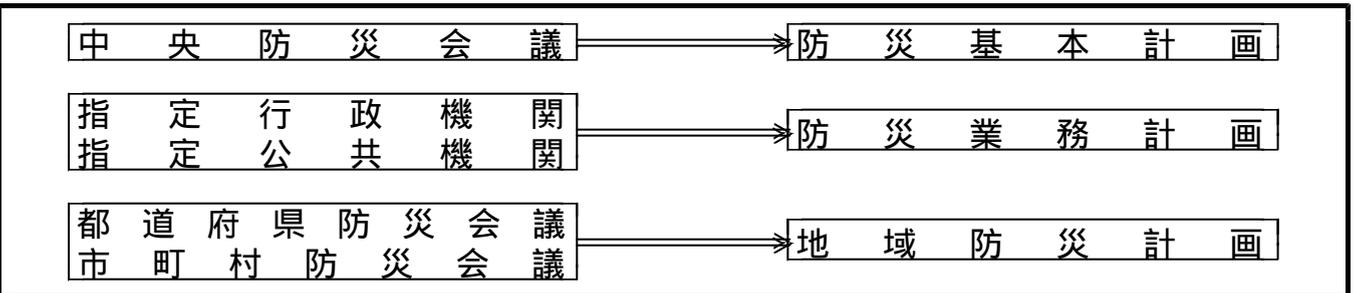
災害の定義、防災に関する責務

災害の定義... **自然災害**(地震、豪雨等異常な自然現象による被害)
事故災害(大規模な火事・爆発又は放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故による被害)
 責 務... 防災計画の実施、相互協力等(国、地方自治体、住民等)

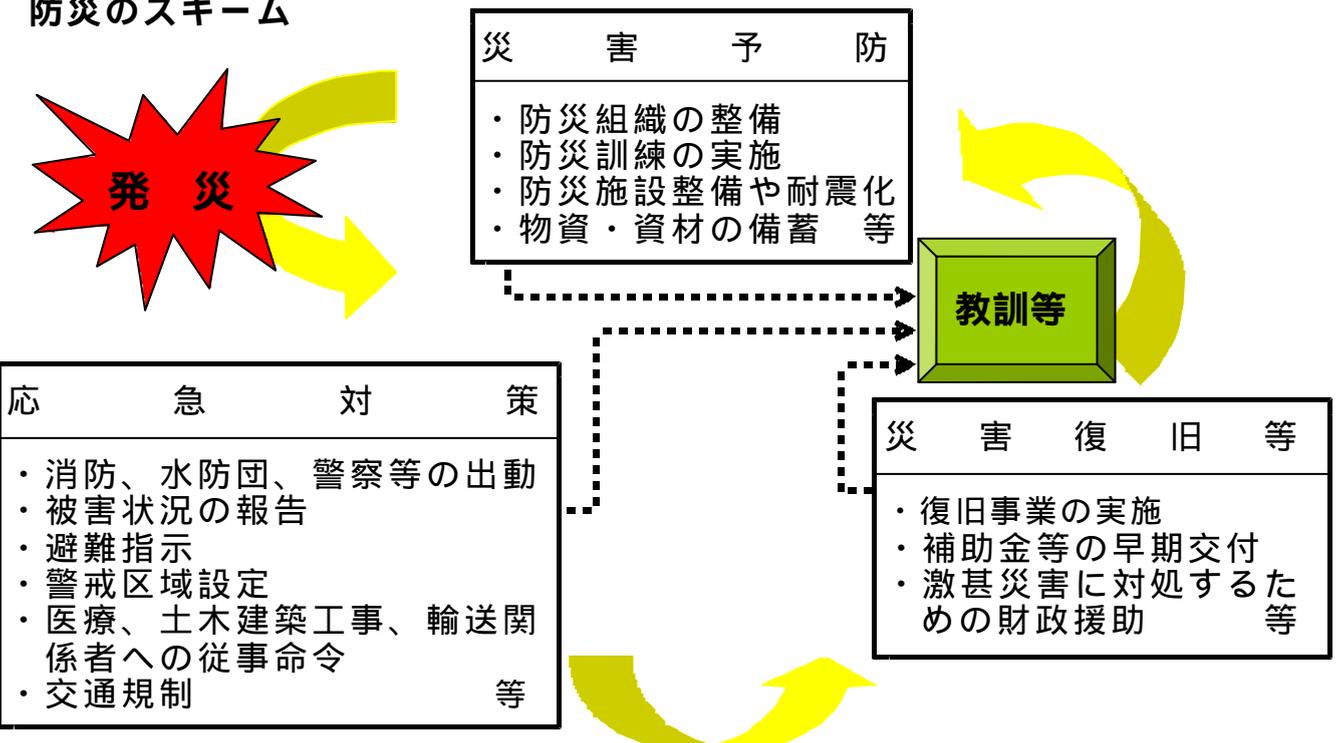
防災に関する組織

	平 常 時	災 害 時
国	中央防災会議	非常災害対策本部、緊急災害対策本部
地方	都道府県防災会議、市町村防災会議	災害対策本部

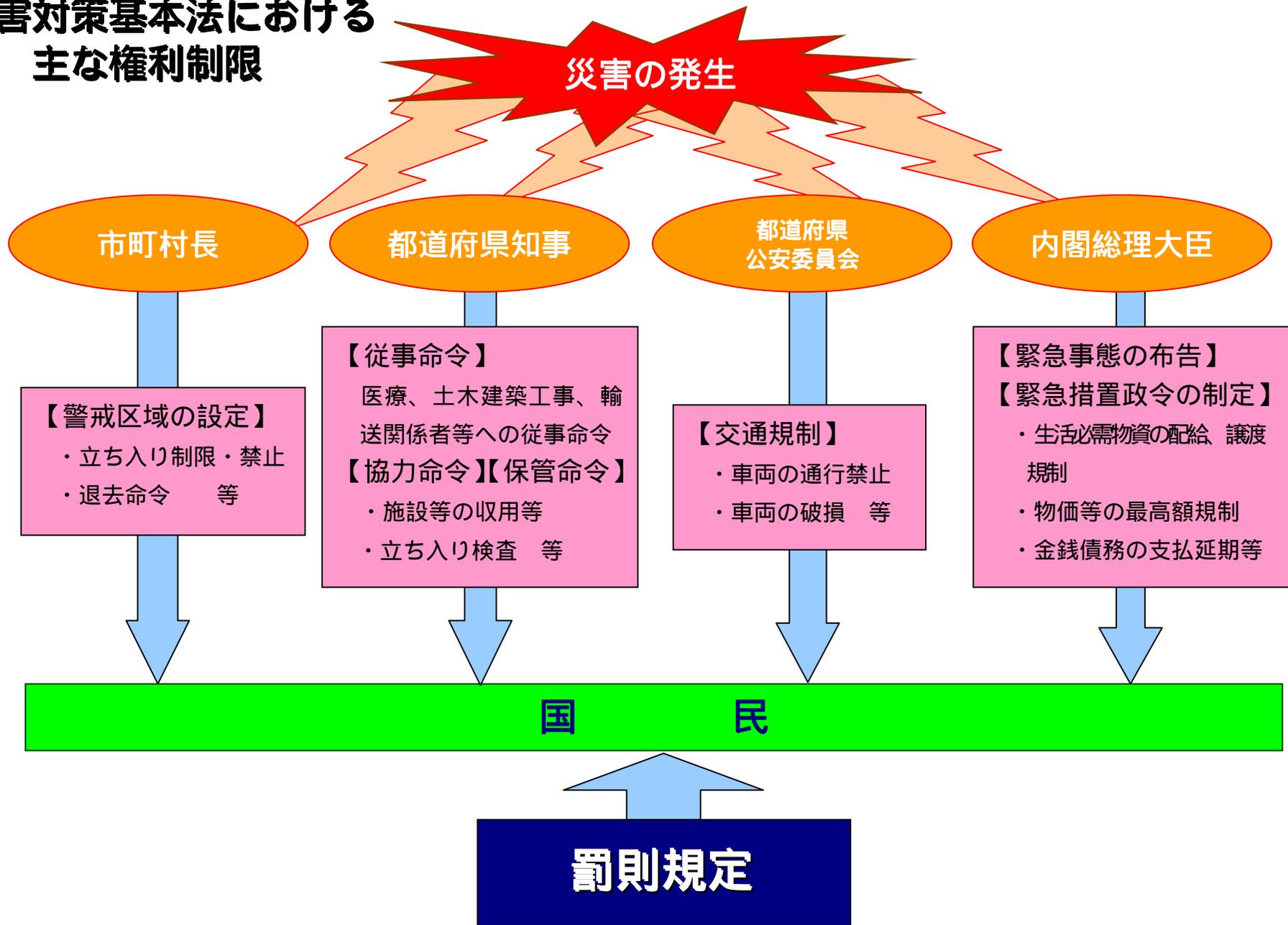
防災計画



防災のスキーム



災害対策基本法における 主な権利制限



5 . 主な防災施策

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備	8
中央防災無線網の整備	1 1
D I S の整備	1 2
火山ハザードマップの作成の推進	1 3
国際防災協力の推進	1 7
激甚災害制度	1 9
被災者生活再建支援法の概要と住宅再建支援制度について	2 0

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

1. 概要

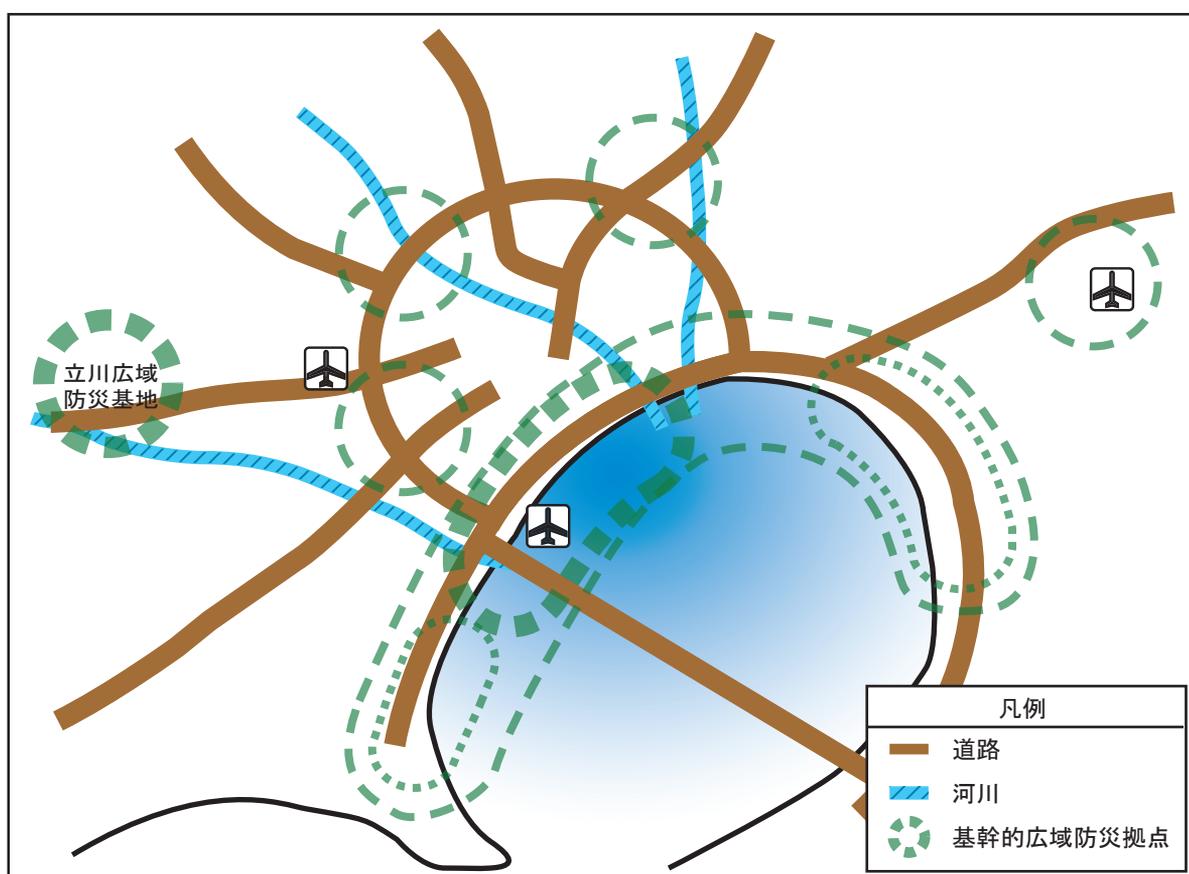
都市再生本部第一次決定(平成13年6月)の第一番目のプロジェクトとして決定、平成14年度以降の早期の整備着手に向けて、関係省庁及び関係都縣市からなる『首都圏広域防災拠点整備協議会』を設置し、整備計画の策定に着手しており、年内に整備箇所・整備手法等を決定。

2. 基幹的広域防災拠点の機能

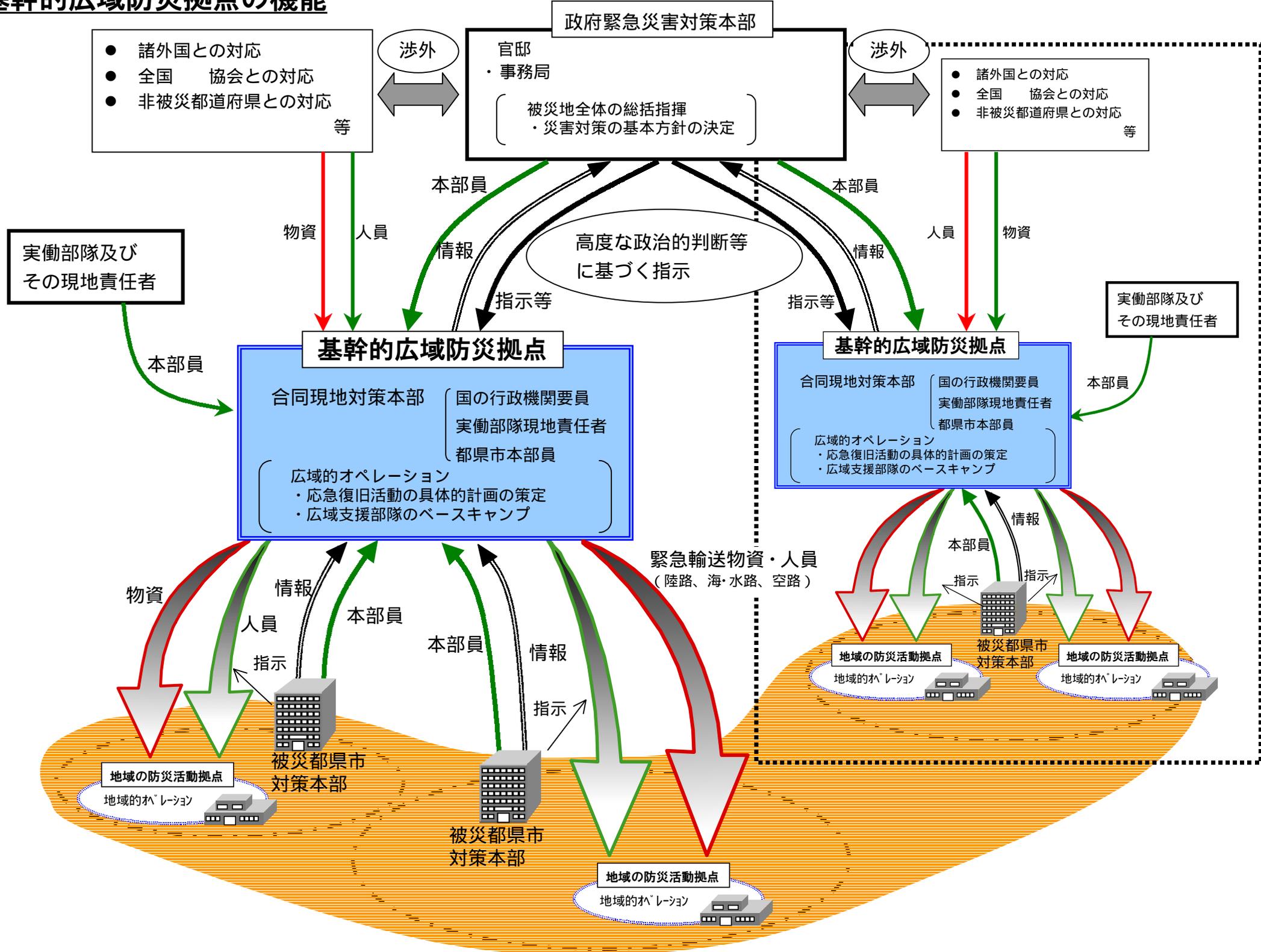
都縣市単独では対応不可能な広域あるいは甚大な被災に対し、

- 国と被災都縣市の合同現地対策本部を設置し、救助・救援活動等の広域的オペレーションを行う場や救援物資等の広域的な輸送拠点等として機能し、
- 平常時には、公園等都市住民の憩いの場として機能するとともに、訓練・教育の場やデータ・バックアップ・センター等としての利活用を検討。

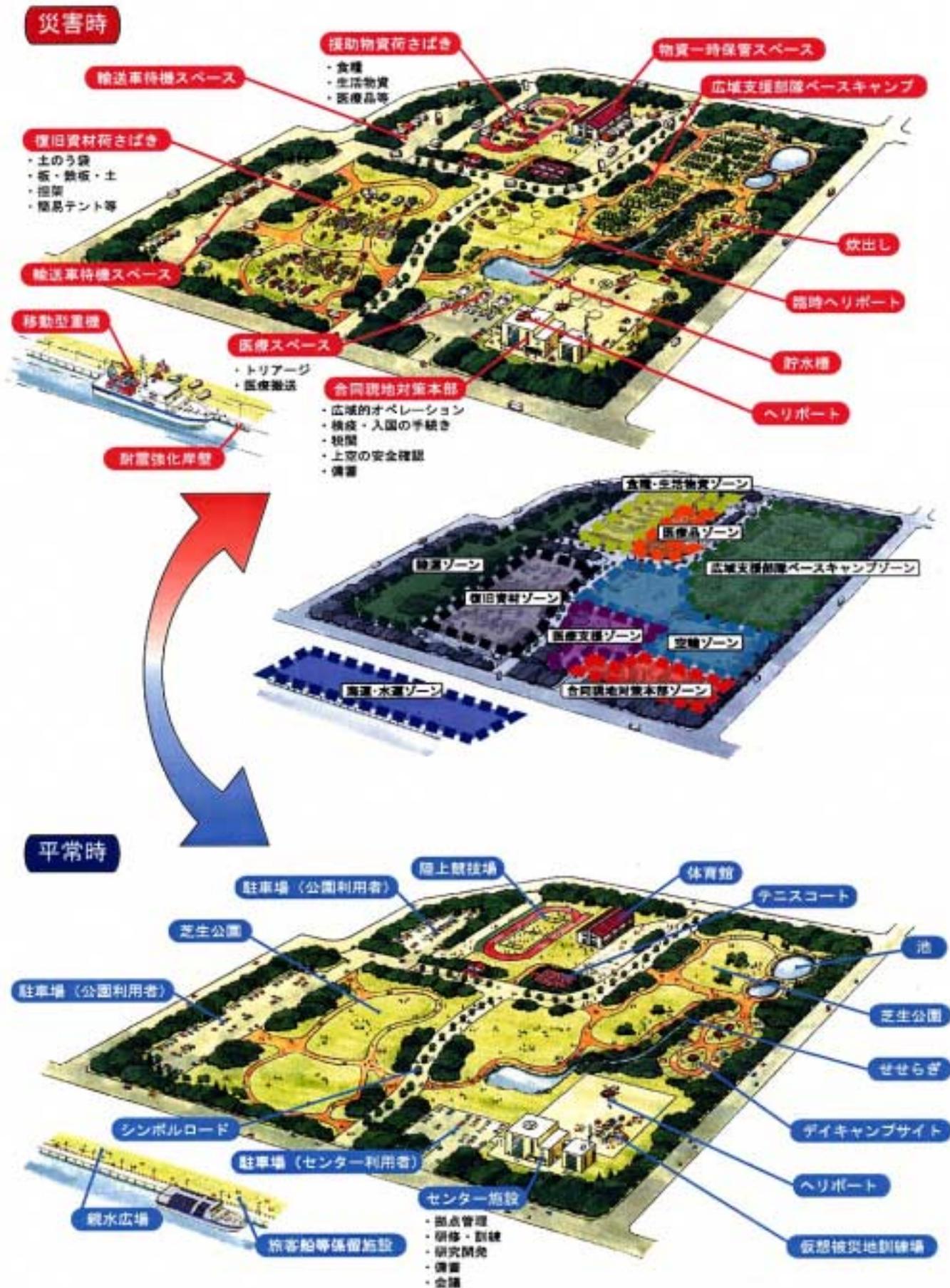
3. 整備候補地



■ 基幹的広域防災拠点の機能



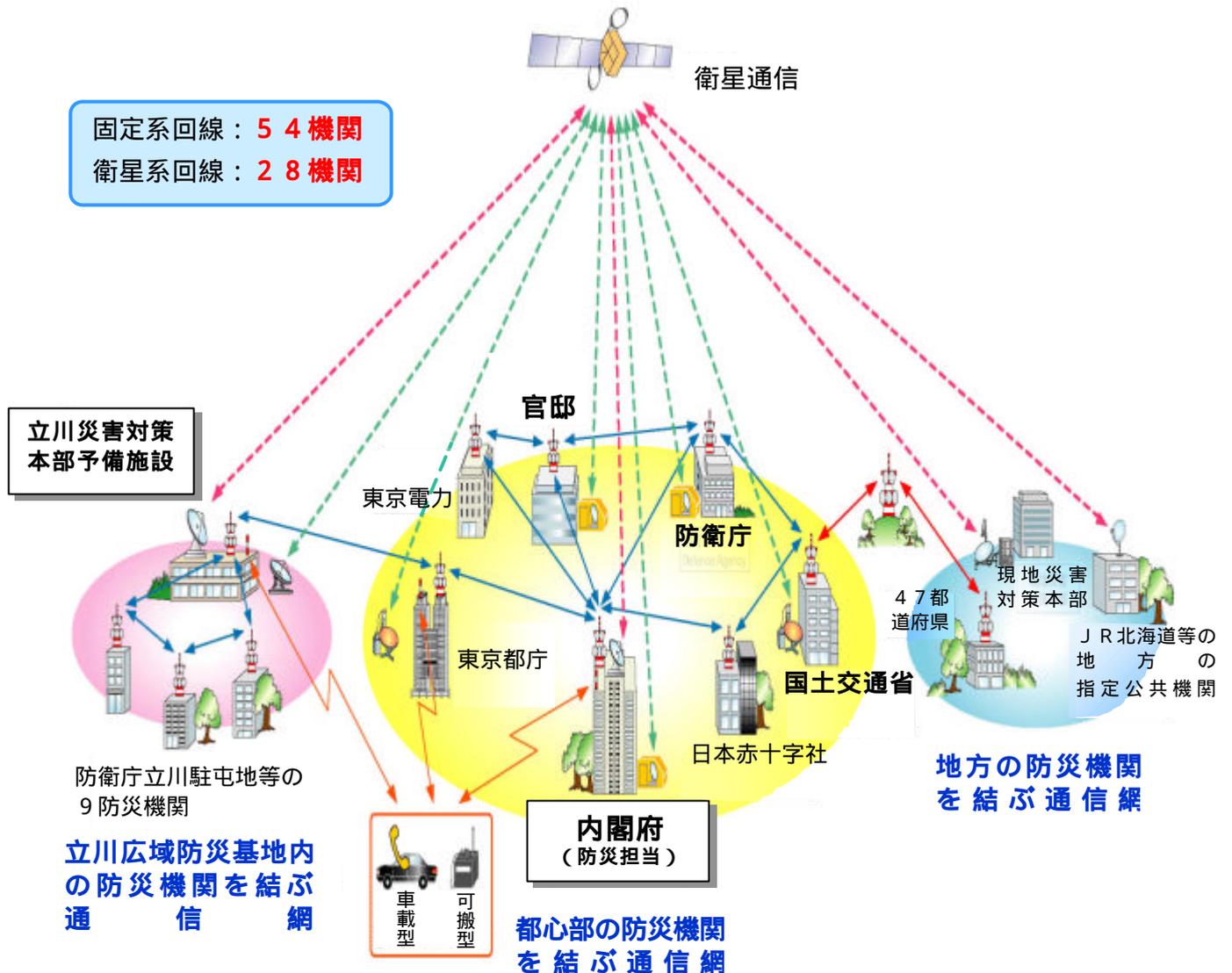
■ 基幹的広域防災拠点整備のイメージ



中央防災無線網の整備

中央防災無線網の充実・強化を図るため、新たに指定行政機関及び指定公共機関に指定された機関に衛星系回線を整備するとともに、固定系回線ルートの変更等の整備を実施。

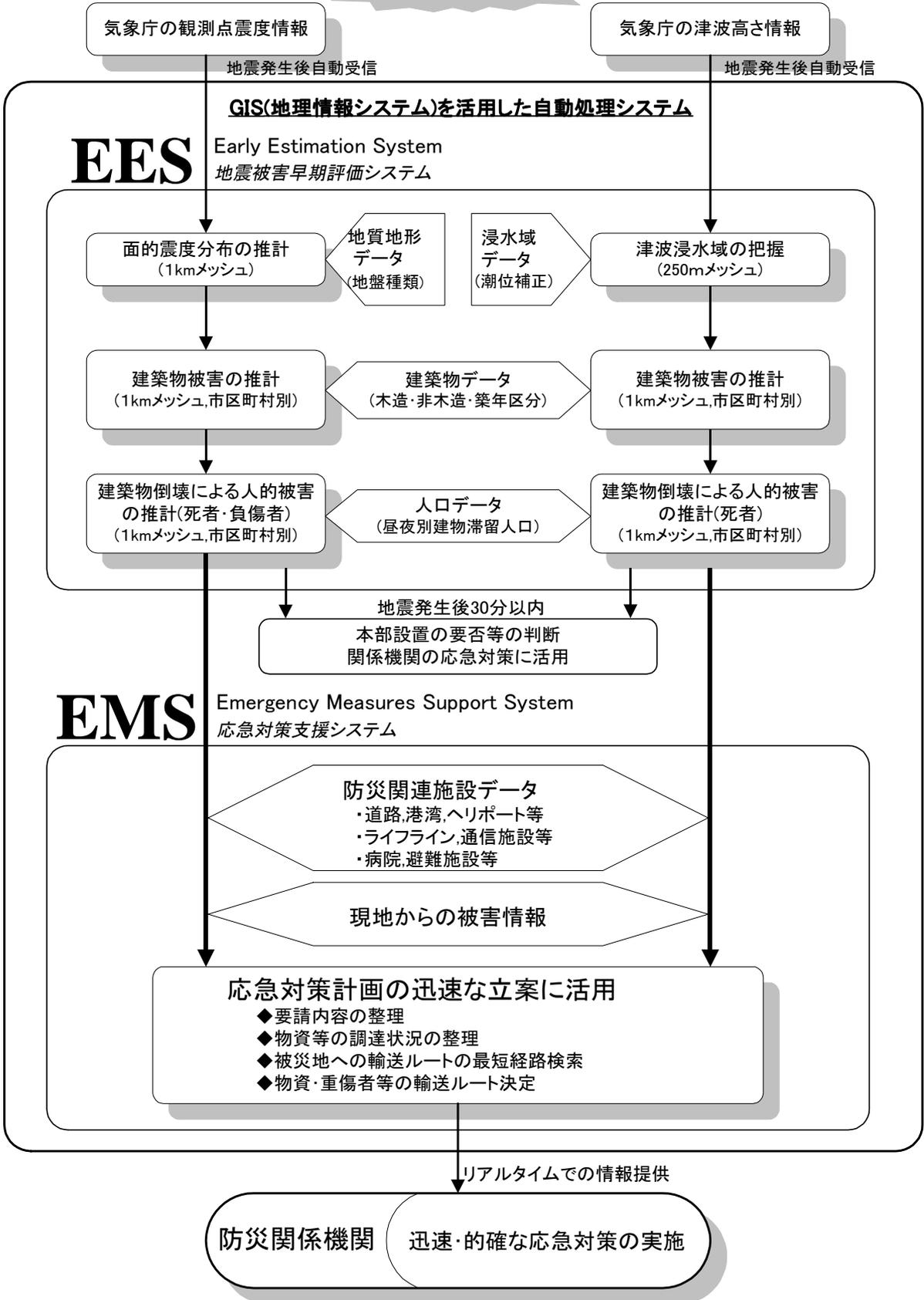
- (1) 国土地理院への衛星系回線の新設
- (2) 防災科学技術研究所への衛星系回線の新設
- (3) 固定系回線のループ化による信頼性の確保



DIS Disaster Information Systems

地震防災情報システム

地震発生



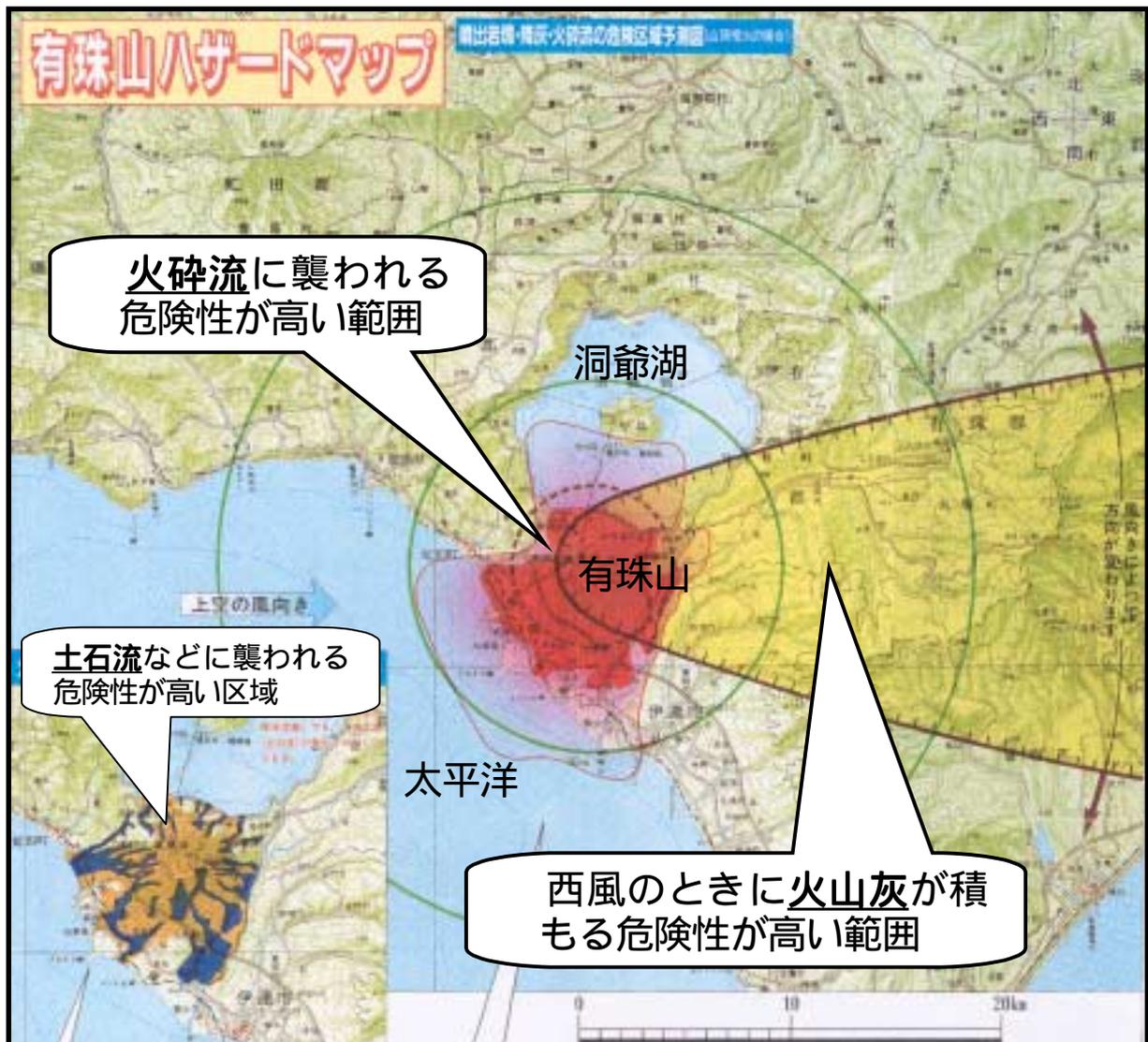
火山ハザードマップの作成の推進

火山ハザードマップとは、噴火による危険が予想される範囲や避難場所などの緊急時の防災情報を示した地図。

日本の86の活火山のうち、内陸の活動的もしくは爆発的噴火をする力を秘めている29の火山でハザードマップを作成することにしており、現在、18の火山（有珠山、岩手山、桜島等）で作成し、残りの火山については作成中。

有珠山の火山ハザードマップ

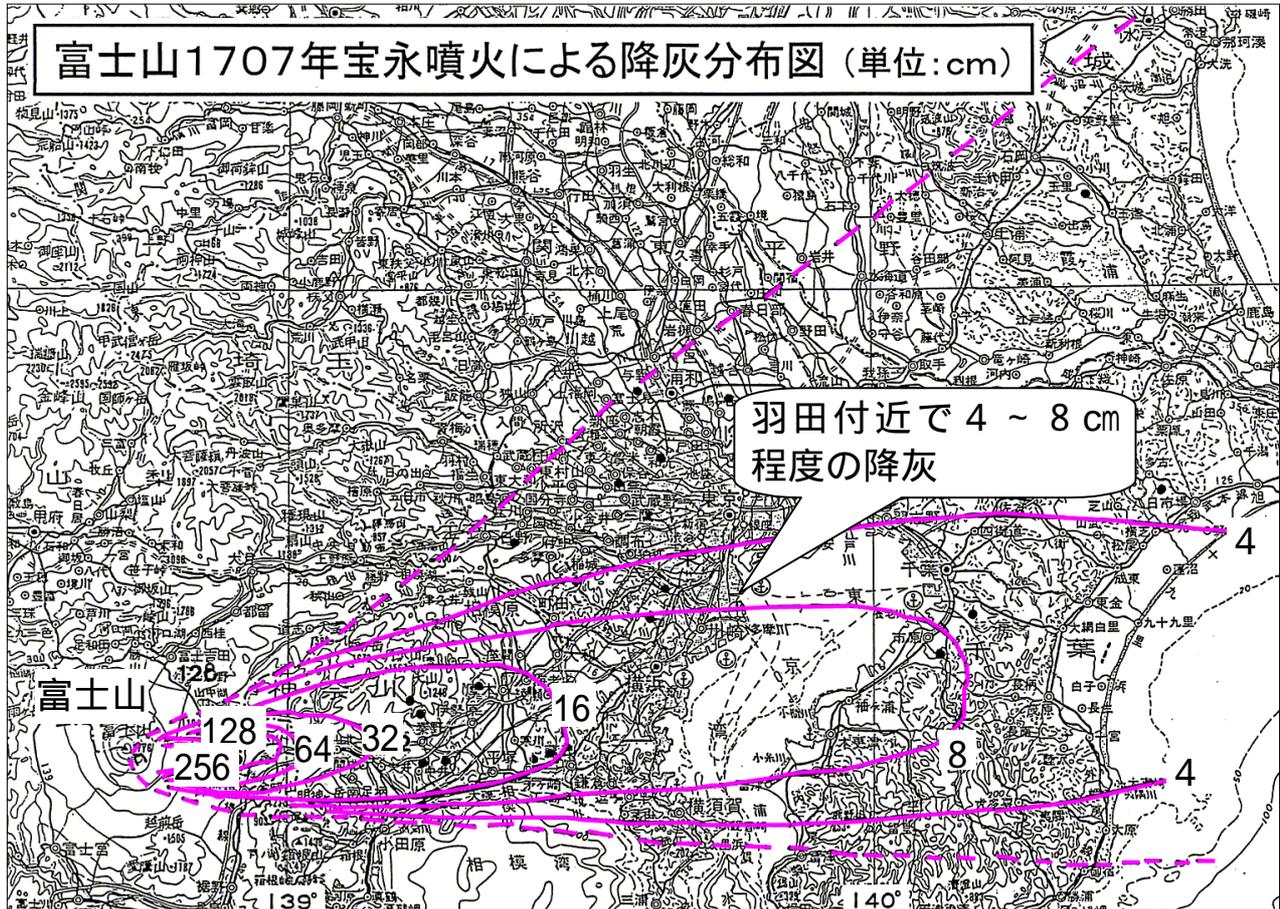
今年の噴火活動で、事前に住民避難をさせる際に使用され、人的被害無し。



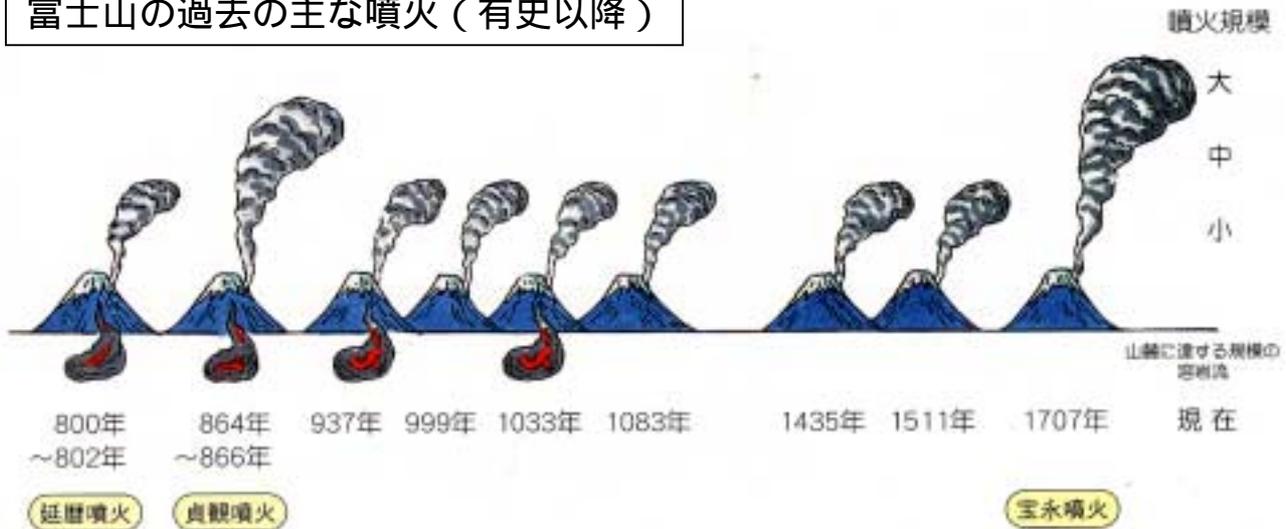
火山ハザードマップ作成予定の 29火山のリスト

既に作成済みの18火山	作成中の11火山
雌阿寒岳（北海道）	岩木山（青森県）
十勝岳（北海道）	秋田駒ヶ岳(秋田・岩手県)
樽前山（北海道）	蔵王山（山形・宮城県）
有珠山（北海道）	吾妻山（福島県）
北海道駒ヶ岳（北海道）	安達太良山（福島県）
秋田焼山（秋田県）	那須岳（栃木県）
岩手山（岩手県）	焼岳（長野・岐阜県）
鳥海山（秋田・山形県）	御嶽山（長野県）
磐梯山（福島県）	富士山（山梨・静岡県）
草津白根山(群馬・長野県)	鶴見岳（大分県）
浅間山（群馬・長野県）	九重山（大分県）
新潟焼山（新潟県）	
伊豆大島（東京都）	
三宅島（東京都）	
阿蘇山（熊本県）	
雲仙岳（長崎県）	
霧島山（宮崎・鹿児島県）	
桜島（鹿児島県）	

富士山ハザードマップの作成の推進



富士山の過去の主な噴火（有史以降）



富士山ハザードマップ作成協議会

神奈川県、山梨県、静岡県、小田原市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町、富士吉田市、上九一色村、山中湖村、河口湖町、鳴沢村、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、内閣府(防災担当)、総務省(消防庁)、国土交通省(河川局、気象庁、関東地方整備局、中部地方整備局、東京管区气象台)

事務局: 神奈川県、山梨県、静岡県、内閣府、総務省、国土交通省

- ・ハザードマップの作成
- ・各種防災計画等への反映
- ・ハザードマップの住民等への周知

諮問

報告

富士山ハザードマップ検討委員会

- ・学識委員 委員長 荒牧先生、副委員長 新谷先生 他
- ・行政委員

内閣府(防災担当)、総務省(消防庁)、国土交通省(河川局砂防部、気象庁)
神奈川県・山梨・静岡(各県の防災部局)

オブザーバ

防衛庁、文部科学省、農林水産省(林野庁)、国土交通省(総合政策局、観光部、中部地方整備局、関東地方整備局、国土技術政策総合研究所、東京管区气象台、国土地理院)、神奈川県・山梨・静岡(各県の土木部局)、東京都、小田原市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町、富士吉田市、上九一色村、山中湖村、河口湖町、鳴沢村、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

事務局: 内閣府、総務省、国土交通省

ハザードマップ案の検討

基図部会

ハザードマップの基礎となる
火山災害マップの検討

- ・噴火災害実績の調査等
- ・将来の噴火予測
- ・噴火被害等の想定

他

活用部会

以下を踏まえたハザードマップ
の検討

- ・防災機関における情報流通、活用
- ・一般住民等への情報提供、活用
- ・市民生活、観光等と防災対策の共存

他

火山噴火予知
連絡会
(富士山ワーキング
グループ)

富士山について
の噴火シナリオ等
の検討

反映

(火山活動の異常時の連携について検討)

国際防災協力の推進

我が国は、防災分野の先進国として、防災分野における国際協力に積極的な役割を果たしていくことが必要である。このような観点から、以下の事項をはじめ国際防災協力を推進する。

国連の国際防災戦略と我が国の取組

国連総会（1999年末）で「国際防災戦略」活動実施の決議

- ・主たる目的 災害対応力の強いコミュニティの形成
災害予防・管理による災害被害の軽減



国連の「国際防災戦略」の活動方針を提案する「評議委員会」の開催
・開催状況：概ね年に2回の頻度で開催，これまでに4回の開催実績

我が国の「国際防災戦略」推進体制

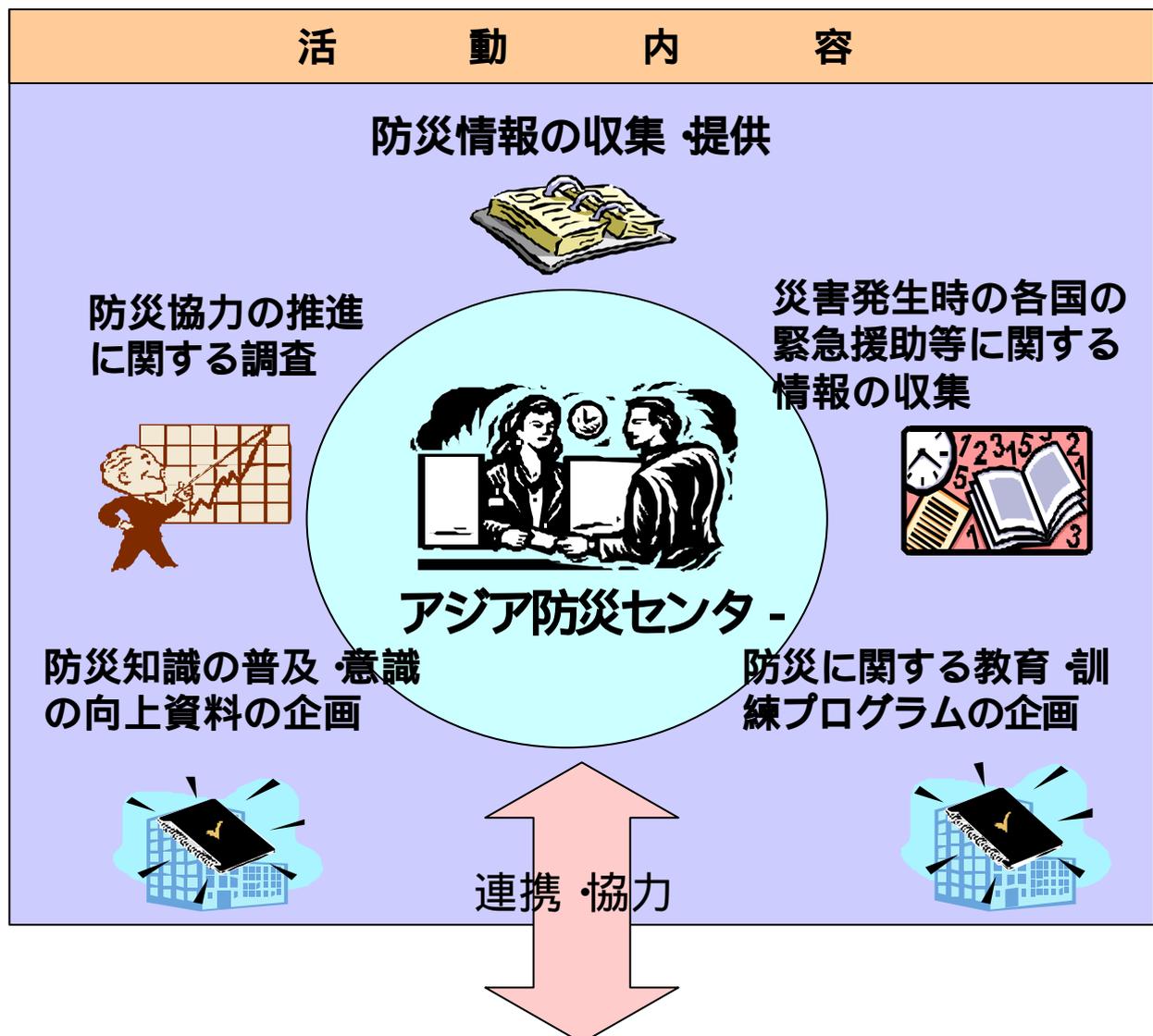
- ・「国際防災連絡会議」の開催
議長：内閣府政策統括官（防災担当）
構成員：関係省庁防災担当課長

内閣府の取組

- ・「国際防災戦略会議アジア会合」の開催（平成14年1月）{予定}
参加：国連，アジア諸国防災専門家，関係省庁，学識経験者

アジア防災センター - における多国間防災協力の推進

アジア地域の多国間防災協力を促進するため、1998年7月30日、兵庫県神戸市「東部新都心」に設立。

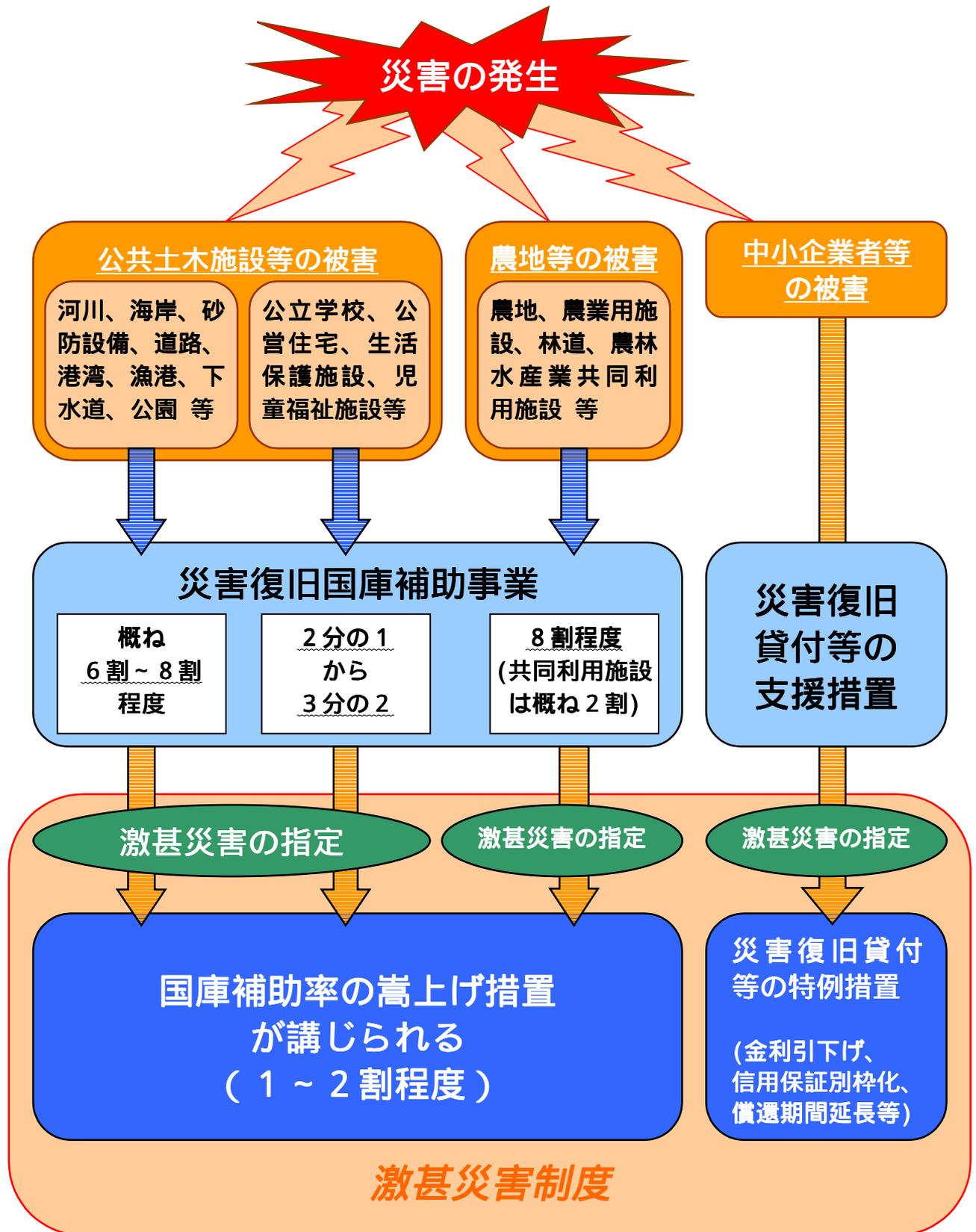


メンバー国：中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ロシア等（23ヶ国）

アドバイザー国：オーストラリア、フランス、ニュージーランド、スイス等

国際機関：国際連合、世界銀行、OECD等

激甚災害制度の概要



(参考)

過去5年間の農地等
12年度公共土木

通常補助率

84%
68%

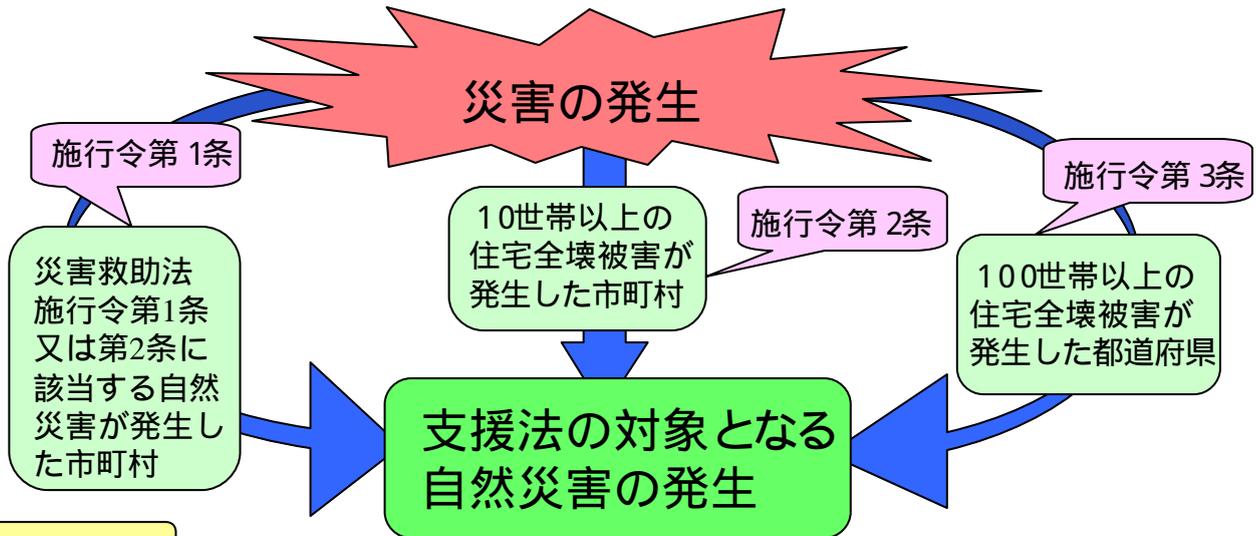
激甚法補助率

93%
95%

なお、災害復旧事業の地方自治体の負担分については、起債措置等が認められている。

被災者生活再建支援法の概要

1.被災者生活再建支援法に該当する自然災害



2.対象世帯

上記の自然災害により住宅が全壊又は半壊し、やむなく解体した世帯
火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯

〔世帯の年収、世帯主の年齢等に関する要件あり〕

3.支給限度額及び対象経費

支給限度額は、世帯の年収、世帯主の年齢等及び複数又は単数世帯により異なる

支給限度額	通常経費	特別経費
100万円世帯	70万円	30万円
75万円世帯	55万円	20万円
50万円世帯	35万円	15万円
37.5万円世帯	27.5万円	10万円

通常経費

- 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
(洗濯機、テレビ、掃除機、冷蔵庫、寝具など)
- 住居の移転費

特別経費

- 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入又は修理費
- 住居の移転のための交通費
- 住宅を賃借する場合の礼金
- 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

4.補助金の交付

被災者生活再建支援基金が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

住宅再建支援制度について

1 経緯

- 平成 12 年 4 月 超党派の自然災害議連（原田昇左右会長、相沢英之小委員長）が、国及び地方自治体が半額ずつ負担する「被災者住宅再建支援制度骨格」をとりまとめ。
- 同 10 月 同議連（原田昇左右会長、柿澤弘治小委員長）が、住宅所有者と国が半額ずつ負担する「被災者住宅再建支援法案(仮称)骨子(案)」を了承。
- 同 10 月 鳥取県西部地震(10 月 6 日発生)の被災地域の復興を目的として、鳥取県が独自に住宅建設に 300 万円を限度とする補助を実施。
- 同 12 月 旧 国土庁の被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会の報告書で、「全住宅所有者の加入を義務付ける新たな住宅再建支援制度」の創設についての提案があったが、様々な課題が指摘され、「今後この提案について検討する必要がある」とされた。
- 平成 13 年 6 月 鳥取県議会において、被災者住宅再建支援条例（25 年間で 50 億円を目標とする基金の創設等を含む）が議会議決
- 同 10 月 地震保険の保険料水準の引下げを実施

2 現在の状況

上記の「被災者住宅再建支援法案（仮称）骨子（案）」において住宅の所有者全員から徴収する「負担金」を固定資産税と併せて徴収するとしたところ、全国市長会及び全国町村会が、実務上の問題を指摘した上で、別途の方法について再検討することを要請。

また、「与党災害対策に関するプロジェクトチーム」においても検討しているが、制度の実現を図るための諸課題について依然として合意に至っていない。